

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案のうち、
二種指定制度に係る接続ルールに関する省令及び告示案について提出された意見の提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者 (計 6 件)		
受付	意見受付日	意見提出者
1	平成 27 年 12 月 9 日	九州通信ネットワーク株式会社
2	平成 27 年 12 月 10 日	日本通信株式会社
3	平成 27 年 12 月 10 日	一般社団法人テレコムサービス協会
4	平成 27 年 12 月 10 日	株式会社 N T T ドコモ
5	平成 27 年 12 月 10 日	株式会社 ケイ・オプティコム
6	平成 27 年 12 月 10 日	K D D I 株式会社

意見書

平成 27 年 12 月 9 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 810-0001

住所 ふくおかしちゆうおうくてんじん
福岡市 中央区 天神 1 丁目 12 番 20 号

氏名 きゆうしゆうつうしん かぶしきかいしゃ
九州 通信 ネットワーク 株式会社

代表取締役社長 あきよし ひろゆき
秋吉 廣行

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

	意見対象区分	対象条項	意見
1	<p>二種指定制度に係る接続ルールに関するもの</p> <p>(・電気通信事業法施行規則の一部改正案(第4条の4第1項、第23条の4、第23条の9の2から第23条の9の6まで、第24条の5、様式17の4の2から17の4の7までに限る。)</p> <p>・第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正案</p> <p>・第二種指定電気通信設備接続料規則案)</p> <p>に係る意見</p>	<p>・第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正案</p> <p>第5条</p>	<p>【総務省案】</p> <p>○事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類(以下「配賦整理書」という。)を作成しなければならない。</p> <p>【意見】</p> <p>○特定サービスの接続料が不当に高くなることがないように、総務省殿におかれましては、接続料算定の基となる配賦整理書の適正性について継続的な検証をお願いいたします。</p>

	意見対象区分	対象条項	意見
2	上記1以外の部分に係る意見	(略)	(略)

意見書

平成 27 年 12 月 10 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 〒105-0001
住所 とうきょうとみなとくらのもん
東京都港区虎ノ門 4-1-28
氏名 にほんつうしんかぶしきがいしゃ
日本通信株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちやう ふくだなおひさ
代表取締役社長 福田尚久

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案について
の意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」に関し、別紙のとおり意見を提出
します。

	意見対象区分	対象条項	意見
1	電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正案	第23条の9の3	<p>今般の電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」)改正に際し、従来は第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」)制度の運用に関するガイドラインで定められていた接続料算定方法等について、省令等にて規定されることとなりました。</p> <p>接続料算定方法については、平成24年から25年にかけて行われた「モバイル接続料算定に係る研究会」においても議論がなされてきましたが、「更に詳細な検討が必要」等として、結論の導出には至っておりません。</p> <p>また、同研究会で議論された以外にも、接続料算定には様々な論点が考えられます。</p> <p>例えば、接続料算定における「原価」について、MNOにおいては顧客向けの価格に含まれる原価に将来原価を採用している例が存在しているところ、MVNOにおいては、実績原価に基づく接続料しか採用し得ないため、利用者料金に適用される原価の基準が異なる例などが存在し、このような不整合を改善するための理論的にも合理的な接続料原価として、将来原価や長期増分費用方式に基づく原価を採用すべきであるという考え方もあります。</p> <p>以上のように、接続料算定に関する議論が尽くされていない事項が存在することから、総務省において再度研究会等を開催し、接続料算定方法の在り方を明確にした上で、改正施行規則等が正しく運用されることを要望します。</p>

2	電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正案	第23条の9の4第1号	<p>今般改正される施行規則において、二種指定設備との接続における標準的な接続箇所が示されておりますが、施行規則第23条の9の4第1号において定めている音声伝送交換機能の接続箇所が、中継事業者方式のみを想定した記載となっている点につき、強い懸念があります。</p> <p>中継事業者方式では、呼接続に際して中継事業者識別番号をダイヤルすることが基本であり、この方式では、近年の利用者習慣に照らして全く機能しないものと考えます。</p> <p>その結果、MNOとMVNOの音声接続分野における対等な競争環境が成立せず、携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォースの主要なテーマである音声サービスに係るコストの低廉化にも繋がりにくいと考えます。</p> <p>音声接続においては、中継事業者識別番号を利用しない方式も存在し、このような方式による接続の申込みが実際に行われている例もあります。</p> <p>以上の点より、今回施行規則に規定された接続形態以外の接続方式についても、その動向を注視し、施行規則の改定等を視野に入れた検討を開始する等、総務省として適切な行政を行うことを希望します。</p>
3	電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正案	第25条の5から第25条の7の4	(略)
4	第二種指定電気通信設備接続料規則案 MVNOに係る電気通信事業法	第4条 2(2)2)	第二種指定電気通信設備接続料規則案、ならびにMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガ

	及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案	事業者間 接続による 場合 イ(ア) ア) a(a) アンバンドル機能 を設定する 場合 及び 同イ) アンバンドル機能	イドライン(以下「MVNO ガイドライン」)において規定された、アンバンドル機能について、いわゆる加入者管理機能(MVNO による HLR/HSS 保有)を直ちに加えることを希望します。 2014 年 12 月に公表された『2020 年代に向けた情報通信政策の在り方答申』においては、同機能について、「まずは事業者間協議を進め、その状況を踏まえて検討する」とされたところですが、既に 2011 年から同機能の接続の申込みがなされ、長らく事業者間協議が行われてきているにも関わらず、未だ実現していないばかりか、進展すら見られず、その見通しも立っておりません。 同機能は、MVNO ガイドラインに規定されるアンバンドル機能を設定する場合の要件にも以下の通り合致しており、 ①MVNO からの明確な要望があり、 ②欧米において多数例が見られることから明らかな通り、技術的に可能であり、我が国においてそれを排除する理由もなく、 ③MNO に過度な経済的負担を与えること無く実現でき、 ④MVNO による多様なサービス提供に寄与し、ひいては利用者利便の高いサービスに係る機能であることから、直ちにアンバンドル機能として指定されるべきであると考えます。
5	MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案	2(2)4) MNO と MVNO と の間の協 議に関する 事項	(略)

別紙

		オ(ア) 電話番号 等の利用	
--	--	----------------------	--

以上

意見書

平成27年12月10日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうくにはほんばしにんぎょうちょう
東京都 中央区 日本橋 人形 町 3-10-2

フローラビル 8 階

名称

いっばんしゃだんほうじん
一般 社団 法人 テレコムサービス 協会

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての意見募集—電気通信事業法施行規則の一部改正等—」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

項番	意見対象区分	対象 条項	意見
1	電気通信事業の登録の更新制の導入 (・電気通信事業法施行規則の一部 改正案 (第4条の2、第4条の3第1項、 第4条の4第2項) ・電気通信事業法施行令 (第1条)) に係る意見		(略)
2	移動通信分野における禁止行為規制の緩和 (・電気通信事業法施行規則の一部 改正案 (第22条の4) ・電気通信事業法第30条第1項 及び第3項第2号の規定による 電気通信事業者の指定に当 たつての基本的考え方の一部 改正案 (第2項) ・電気通信事業報告規則の一部改 正案 (第4条の2)) に係る意見		(略)
3	卸電気通信役務の事後届出制等 (・電気通信事業法施行規則の一部 改正案 (第25条の5から25条の7の 4まで、および第25条の10) ・電気通信事業報告規則の一部改 正案 (第4条の4)) に係る意見		(略)
4	二種指定制度(携帯電話網の接続ル ール)の充実 (・電気通信事業法施行規則の一部 改正案		MVNOの事業運営にとり重要なドミナント規制である 第二種指定電気通信設備制度において、アンバンドル機 能や接続料算定方法が省令として規定されることは、規 律の位置づけをより明確にし、MVNOの市場参入や安定

<p>(第4条の4、第23条の9の3から第23条の9の5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二種指定電気通信設備接続料規則案 (第3条から第16条まで) ・第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年総務省令第24号)の一部改正案 (第5条) ・第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件の告示案 ・電気通信事業法施行規則第23条の9の5の第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件の告示案 ・MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案 ・第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインの廃止案) <p>に係る意見</p>	<p>した事業運営が可能となることから、これに賛同いたします。</p> <p>また当協会 MVNO 委員会が平成 26 年 3 月に発表した「MVNO の事業環境の整備に関する政策提言」において提言した MNO との回線利用開始処理のインターフェース開放に係る課題が省令として規定されたこと、MVNO への番号ポータビリティの迅速化に関してガイドラインへ掲載されたことについては、MVNO の公正な競争環境整備、および利用者の利便性向上の観点から、特にこれに賛同いたします。</p>
--	---

意見書

平成27年12月10日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-6150
住 所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏 名 かぶしきがいしゃ 株式会社NTTドコモ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう かとう かおる 代表取締役社長 加藤 薫

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

	意見対象区分	対象条項	意見
1	二種指定制度の接続ルールに関するもの	電気通信事業法施行規則の一部改正案 第4条の4第1項	<p>「特定移動端末設備」に BWA 端末(WIMAX2+、AXGP に限る)を追加し、また、デュアル端末1台について、卸元事業者及び卸先事業者のそれぞれに端末数1として特定端末設備シェアを算定することに賛同致します。</p> <p>当社以外の携帯電話事業者においては、各グループにおける携帯電話、BWA 等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展しており、グループとして一体的な経営がなされているところです。</p> <p>2020 答申においても、『携帯電話に加え BWA 等を含め「グループ単位」のシェアを考慮することにより、市場の実態に合致した制度とすることが適当である』とされており、本施行規則案は 2020 答申の趣旨に適うものと考えます。</p> <p>また、既に電波政策においては「グループ単位の契約数」を考慮した審査基準による周波数割当が行われているところであり、本改正により競争政策と電波政策との整合性がより一層図られるものと考えます。</p>
		第二種指定電気通信設備接続料規則案	<p>第二種指定電気通信設備に係る接続料算定方法等が本接続料規則案にて規定されることにより、本接続料規則案第1条(目的)のとおり、「もって機能ごとの接続料が(中略)能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保」され、一層の適正性・公平性の向上が図られることを期待します。</p>
		第二種指定電気通信設備接続料規則案 第11条第4項	<p>本接続料規則案において、電気通信事業法第34条第3項第1号の口に定められる機能(以下「機能」という)ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法等を定め、「もって機能ごとの接続料が(中略)能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保すること」が目的であると規定されております。</p> <p>加えて、二種指定事業者は、電気通信事業法第34条第4項により、「届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない」とされており、</p> <p>この点、当該機能においては、その算定方法等が本接続料規則案で規定されており、これに準拠して算定された接続料に基づき接続約款の届出を行い、これにより他事業者と接続に関する協定を締結している限りにおいて、不当な競争を引き起こすことはない点について確認させて頂きたいと考えます。</p>
		第二種指定電気通信設備接続料規則案 第16条	<p>先般、2015年3月の二種指定ガイドラインの改正において、接続料の急激な変動についての判断にあたっては「二種指定事業者が、データ接続機能を利用して提供しようとする電気通信役務が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断する場合は、適用年度の当年度における実績値を基に行うことを規定しており、総務省は当該事業者の判断について適正性等の観点から必要な検証を行う」との総務省殿の考えが示されております。</p>

	意見対象区分	対象条項	意見
			<p>上記を踏まえれば、本接続料規則案における、「当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる」との判断は二種指定事業者が行い、当該判断につき適正性等の観点から総務省殿が引き続き必要な検証を行うこととなるものと考えており、この点について確認させて頂きたいと考えます。</p> <p>また、二種指定事業者が当該判断を行う対象については、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法に関するガイドライン」の一部改正案(以下「MVNO ガイドライン案」という)における2(2)2イ(ウ)ア)精算に関する遡及時点に「当面、データ伝送交換機能が、相当の需要の増加等により、当該機能にかかる接続料の急激な変動があると判断される場合が該当する。」との記載があるとおり、本条ただし書きの対象はデータ伝送交換機能に係る接続料である点を確認させて頂きたいと考えます。</p>
2	上記1以外の部分に係る意見	(略)	(略)

以上

意見書

平成27年12月10日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏 名 株式会社 ケイ・オブティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

項番	意見対象区分	意見
1	電気通信事業の登録の更新制の導入 (・電気通信事業法施行規則の一部改正案(第4条の2) ・電気通信事業法関係審査基準の一部改正案) に係る意見	(略)
2	卸電気通信役務の事後届出制 (・電気通信事業法施行規則の一部改正案(第25条の5から第25条の7の4まで、第25条の10) ・電気通信事業報告規則の一部改正案(第4条の4)) に係る意見	(略)
3	二種指定制度(携帯電話網の接続ルール)の充実 (・第二種指定電気通信設備接続料規則案(第3条から第16条まで(第4条を除く)) ・第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正案(第5条) ・電気通信事業法施行規則の一部改正案(第23条の9の3) ・MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案) に係る意見	<p>接続料算定方法の位置づけを明確にし、MVNOの普及促進や安定した事業運営を可能にすることから、接続料算定方法等を省令で規定することに賛同いたします。また、MVNOガイドラインにおいて、MVNOの端末の調達に関して、事前確認試験費用のMVNOへの開示や、MVNOが端末ベンダと協議を行う際の協力を、MNOに対する努力義務として新たに規定いただくことに賛同いたします。</p> <p>接続料につきましては、NTTグループ殿の減価償却方法の定額法への変更により、NTTドコモ殿の接続料が低廉化しMNO間の接続料格差が拡大することが想定されるため、接続料の格差の妥当性の検証や更なる低廉化に向けた検討を継続していただくことを要望します。特に、接続料算定式の分母となる需要の測定方法については明確な規定がなく、総務省殿における検証におかれましてはご留意いただくことを希望いたします。</p>
4	移動通信分野における禁止	(略)

<p>行為規制の緩和 (電気通信事業法第30条 第3項第2号の規定によ る電気通信事業者の指定 に当たっての基本的考え 方の改正案) に係る意見</p>	
--	--

意見書

平成 27 年 12 月 10 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいはうとりしまりやくしやちよう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」に関し、別紙のとおり意見を提出します。
(文中では敬称を省略しております。)

1. 二種指定制度に係る接続ルールに関するものに係る意見

対象条項	意見
総論	<p>モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を有する固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置し、MVNO にとってはこれらの中から自らの条件に合致したより良い事業者を選択することができます。そうした環境の中で MVNO を含めた移動体事業者は互いに激しい競争を繰り広げています。</p> <p>上述のような市場環境を踏まえ、モバイル市場における競争ルールについては、これまで総務省審議会・研究会等を通じて関係事業者を含めたオープンな議論を重ねて、二種指定事業者のネットワーク機能のアンバンドルや接続料算定方法について「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に定められてきました。これらの累次のルールを踏まえた二種指定事業者の自主的な取り組みによって、MVNO の参入が促進され、MVNO を含めた複数事業者間の競争の進展が一層図られてきたと理解しています。</p> <p>このような中、本年 5 月に改正された電気通信事業法においては、モバイル市場に係る規制に関して、第二種指定電気通信設備制度の見直しが行われ、第一種指定電気通信設備制度と大きな差がない内容となっておりますが、市場環境や第一種・第二種指定電気通信設備制度の規制根拠の違いを踏まえれば、本来、実質的に第一種指定電気設備制度と同等の規制とすることは適切ではありません。モバイルトラフィックの増大が日本と同様に進展している欧米先進諸国においても、固定のボトルネック設備に対する設備開放ルールと同等のレベルの規制を MNO に課している例は見られません。モバイル市場においては、これまで審議会等で議論されてきた内容や整備されてきた累次のルールの運用を継承し、さらなる実効性を高めることで、適正性・透明性を確保すべきものと考えます。</p> <p>また、新たな制度の運用にあたっては、今後も MNO、MVNO も含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNO の設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要と考えます。</p>
第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条	<p>第三項の「番号ポータビリティ転送機能」については、利用する事業者が限られており、代替する機能も存在しているため、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に規定されている、アンバンドルの判断基準のうち「必要性・重要性の高いサービスに係る機能」を満たしていません。そのため、本条に定めることは適切ではないと考えます。</p>

2. 上記 1 以外の部分に係る意見

2-1. MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの一部改正案に係る意見

対象条項	意見
(略)	(略)

以上